をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・九を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのＮＲＴＣモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・一を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのＮＲＴＣモード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値に〇・九を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのＮＲＴＣモード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値に〇・一を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については四・六、非メタン炭化水素については〇・二五、窒素酸化物については二・七、粒子状物質については〇・〇三を超えないものであること。

二　平成二十六年改正告示による改正前の細目告示別添四十三「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が二十五パーセントを超えないものであること。

三　黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないものであること。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、細目告示別添百九「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が〇・八〇m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないものとみなす。

157

軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び小型特殊自動車（型式認定自動車に限る。）であって、平成二十九年八月三十一日までに製作された定格出力が56kW以上130kW未満である原動機を備えたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成二十七年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車並びに平成二十七年九月三十日以前に平成二十六年基準に適合するものとして指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第十五号の規定にかかわらず、大型特殊自動車にあっては完成検査等の際、小型特殊自動車にあっては施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　平成二十六年改正告示による改正前の細目告示別添四十三「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、同別添に規定するディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は施行規則第六十二条の三第五項の検査を終了したすべてのものにおける平均値及び同別添に規定する暖機状態でのＮＲＴＣモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・九を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのＮＲＴＣモード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値に〇・一を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は施行規則第六十二条の三第五項の検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については五・〇、非メタン炭化水素については〇・一九、窒素酸化物については三・三、粒子状物質については〇・〇二を超えないものであること。

二　平成二十六年改正告示による改正前の細目告示別添四十三「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が二十五パーセントを超えないものであること。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、細目告示別添百九「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が〇・八〇m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないものとみなす。

158

一　平成二十六年改正告示による改正前の細目告示別添四十三「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、同別添に規定するディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値及び同別添に規定する暖機状態でのＮＲＴＣモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・九を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのＮＲＴＣモード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値に〇・一を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については六・五、非メタン炭化水素については〇・二五、窒素酸化物については四・四、粒子状物質については〇・〇三を超えないものであること。

二　平成二十六年改正告示による改正前の細目告示別添四十三「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が二十五パーセントを超えないものであること。

三　黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないものであること。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、細目告示別添百九「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が〇・八〇m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないものとみなす。

一　平成二十九年八月三十一日までに製作された定格出力が56kW以上130kW未満である原動機を備えたものは、細目告示第四十一条第一項第十六号及び第百十九条第一項第八号の規定にかかわらず、新規検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

一　平成二十六年改正告示による改正前の細目告示別添四十三「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、同別添に規定するディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値でそれぞれ除して得た値及び同別添に規定する暖機状態でのＮＲＴＣモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・九を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのＮＲＴＣモード法により運行する場合に発生した仕事量をキロワット時で表した値に〇・一を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については六・五、非メタン炭化水素については〇・二五、窒素酸化物については四・四、粒子状物質については〇・〇三を超えないものであること。

二　平成二十六年改正告示による改正前の細目告示別添四十三「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車八モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が二十五パーセントを超えないものであること。

三　黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないものであること。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、細目告示別添百九「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が〇・八〇m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないものとみなす。